

平成21年4月

平成20年中の
薬物・銃器情勢

確定値

警察庁組織犯罪対策部
薬物銃器対策課

目 次

第 1 章 薬物情勢

第 1 薬物事犯検挙状況	1
1 薬物事犯検挙人員	1
(1) 薬物事犯別検挙人員	1
(2) 暴力団構成員等の薬物事犯別検挙人員	3
(3) 来日外国人の薬物事犯別検挙人員	3
2 薬物種類別押収量	3
3 薬物密輸入事犯検挙件数及び検挙人員	4
4 薬物種類別密輸入事犯押収量	6
5 主な薬物事犯年齢別検挙人員	6
(1) 覚せい剤事犯	6
(2) 大麻事犯	7
(3) MDMA 等合成麻薬事犯	8
6 主な薬物事犯別初犯者率	8
(1) 覚せい剤事犯	8
(2) 大麻事犯	8
(3) MDMA 等合成麻薬事犯	9
7 その他	9
(1) ケタミン事犯	9
(2) 指定薬物事犯	10
(3) シンナー等有機溶剤事犯	10
第 2 薬物事犯の傾向	11
1 主な薬物事犯の傾向	11
(1) 覚せい剤事犯	11
(2) 大麻事犯	11
2 薬物犯罪組織の動向	12
(1) 暴力団構成員等	12
ア 暴力団構成員等の検挙状況	12
イ 違反態様別検挙状況	13
(2) 来日外国人	13
ア 国籍等別検挙状況	13
イ 来日外国人密輸入・密売組織の検挙状況	14
3 密輸入事犯	15
(1) 仕出地	15
ア 覚せい剤粉末大量押収（1 kg 以上）事例からみた仕出地別押収状況	15
イ 乾燥大麻大量押収（1 kg 以上）事例からみた仕出地別押収状況	16
ウ 大麻樹脂大量押収（1 kg 以上）事例からみた仕出地別押収状況	16
エ MDMA 大量押収（1,000 錠以上）事例からみた仕出地別押収状況	16
(2) 密輸入手口	17
(3) 来日外国人に係る密輸入事犯	17

第3 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故	18
1 薬物常用者による犯罪	18
2 薬物に起因する事故	18

第4 事例	20
------------------------	----

事例目次	
密売事犯	
【事例1 - 1】フィリピン人の女らによる覚せい剤取締法違反事件	
【事例1 - 2】夫婦による大量の乾燥大麻所持・大麻種子密輸入未遂事件	
【事例1 - 3】イラン人の男による覚せい剤所持事件	
【事例1 - 4】自治体職員らによる覚せい剤使用事件	
【事例1 - 5】自営業者らによる大麻栽培・所持事件	
【事例1 - 6】大学生らによる大麻所持事件	
【事例1 - 7】会社役員らによる大量の乾燥大麻所持事件	
【事例1 - 8】レイブ参加者による大麻及び麻薬・向精神薬所持事件	
【事例1 - 9】大学生による大学敷地内での大麻栽培事件	
【事例1 - 10】無職の男らによる大量の大麻草所持事件	
密売事犯	
【事例1 - 11】イラン人らによる覚せい剤及び大麻密売事件	
【事例1 - 12】暴力団幹部らによる麻薬特例法違反事件	
【事例1 - 13】古物商の男による覚せい剤密売、麻薬特例法違反事件	
【事例1 - 14】暴力団組員による携帯サイトを利用した覚せい剤密売事件	
【事例1 - 15】大学生らによる乾燥大麻密売事件	
【事例1 - 16】暴力団員らによる屋台を利用した覚せい剤密売事件	
【事例1 - 17】インターネットを利用した覚せい剤密売事件	
【事例1 - 18】イラン人グループによる覚せい剤等密売事件	
【事例1 - 19】インターネットを利用した覚せい剤密売事件	
密輸事犯	
【事例1 - 20】暴力団幹部らによる覚せい剤密輸入事件	
【事例1 - 21】オーストラリア人による乾燥大麻の大量密輸入事件	
【事例1 - 22】暴力団幹部による麻薬特例法違反事件	
【事例1 - 23】会社役員らによる大麻種子の密輸入事件	
【事例1 - 24】会社員らによる大麻樹脂の密輸入事件	
【事例1 - 25】無職の女らによる向精神薬の密輸入事件	
【事例1 - 26】日本人らによる船舶利用の大量覚せい剤密輸事件	
【事例1 - 27】スペイン人の男による航空機利用の覚せい剤密輸事件	
【事例1 - 28】ナイジェリア人の男によるコカイン密輸事件	
薬物に起因する事故	
【事例1 - 29】麻酔科医師による麻薬の目的外施用事件	
その他	
【事例1 - 30】雑貨店経営者らによる大麻栽培幫助事件	
【事例1 - 31】密売サイト開設者による覚せい剤取締法違反（広告）事件	
【事例1 - 32】医師による覚せい剤用の注射器を販売した薬事法違反事件	

第2章 銃器情勢

第1 銃器犯罪情勢	25
1 銃器発砲事件	25
(1) 発生状況	25
(2) 銃種別内訳	26
2 銃器使用事件	27
(1) 銃器使用事件の認知状況	27
(2) 銃器使用事件の検挙状況	27
第2 銃器事犯取締状況	29
1 けん銃等の押収状況	29
(1) けん銃の押収状況	29
(2) 銃種別押収状況	30
(3) 自首減免の対象となったけん銃の押収状況	31
(4) 小銃等の押収状況	31
(5) インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況	32
(6) 新たにけん銃と認定されたエアソフトガンの押収状況	32
(7) けん銃110番報奨制度によるけん銃の押収状況	32
2 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況	33
3 武器庫事件の摘発状況	34
4 密輸入事件の摘発状況	34
第3 事例	35

事例目次

発砲を伴う対立抗争事件

【事例2-1】住吉会傘下組織幹部に対するけん銃使用の殺人事件

発砲事件

【事例2-2】山口組傘下組織組員に対するけん銃使用の殺人未遂事件

【事例2-3】元工藤會傘下組織組員に対するけん銃使用の殺人事件

【事例2-4】けん銃使用の強盗被疑者による立てこもり事件

【事例2-5】松葉会傘下組織組員に対するけん銃使用の殺人事件

【事例2-5】元工藤會傘下組織組長に対するけん銃使用の殺人事件

【事例2-7】九州誠道会傘下組織幹部に対するけん銃使用の殺人事件

【事例2-8】イラン人男性に対するけん銃使用の殺人事件

【事例2-9】消費者金融におけるけん銃使用の強盗事件

けん銃所持事件

【事例2-10】山口組傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件

【事例2-11】山口組傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件

【事例2-12】山口組傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件

けん銃所持事件

- 【事例 2 - 13】元山口組傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件
- 【事例 2 - 14】開業医師（ガンマニア）によるけん銃等大量所持事件
- 【事例 2 - 15】元稲川会傘下組織組員によるけん銃加重所持事件
- 【事例 2 - 16】山口組傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件
- 【事例 2 - 17】山口組傘下組織組員によるけん銃所持事件
- 【事例 2 - 18】元会津小鉄会傘下組織組員によるけん銃加重所持事件
- 【事例 2 - 19】山口組傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件
- 【事例 2 - 20】山口組傘下組織組長らによるけん銃加重所持事件
- 【事例 2 - 21】工藤會傘下組織組員によるけん銃加重所持事件
- 【事例 2 - 22】住吉会傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件

武器庫事件

- 【事例 2 - 23】山口組傘下組織に係る武器庫事件
- 【事例 2 - 24】山口組傘下組織に係る武器庫事件
- 【事例 2 - 25】共政会傘下組織に係る武器庫事件
- 【事例 2 - 26】山口組傘下組織に係る武器庫事件
- 【事例 2 - 27】山口組傘下組織に係る武器庫事件

密輸事件

- 【事例 2 - 28】米軍人家族による非公用軍事郵便を利用したけん銃密輸入事件
- 【事例 2 - 29】留学生による貨物船を利用したけん銃実包密輸入事件
- 【事例 2 - 30】元大学生による国際小包郵便を利用したけん銃部品密輸入事件

改正銃刀法事件

- 【事例 2 - 31】山口組傘下組織会長らによる組織的けん銃加重所持事件

第1章 薬物情勢

平成20年中における薬物情勢を概観すると、

- 1 覚せい剤事犯の検挙人員は減少したが、覚せい剤の押収量は増加した。暴力団構成員等の検挙人員も減少したものの、依然として過半数を占めるなど覚せい剤事犯への関与の強さがうかがえる。
- 2 大麻事犯の検挙人員は過去最高を記録し、暴力団構成員等の検挙人員も大幅に増加した。乾燥大麻の押収量は減少したものの、大麻樹脂の押収量は増加した。
- 3 来日外国人による薬物事犯の検挙人員は減少したが、イラン人の覚せい剤事犯の検挙人員が増加するなど、依然としてイラン人の薬物密売への積極的関与がうかがえる。
- 4 薬物全体における密輸入事犯の検挙件数は横ばいであったが、覚せい剤事犯、大麻事犯が増加し、MDMA等合成麻薬事犯は減少した。

などが挙げられ、全体的には薬物密売組織に対する諸対策を強力に推進したことにより、暴力団や来日外国人及び末端乱用者の検挙に成果がみられた。一方、国内における流通量の減少がうかがえ、末端価格の高値状態が継続している状況にあり、今後、更に薬物の密輸・密売事犯等国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念されることから、更なる薬物犯罪組織の実態把握と取締り、水際対策の推進等が必要である。

第1 薬物事犯検挙状況

1 薬物事犯検挙人員

(1) 薬物事犯別検挙人員

薬物事犯の検挙人員は、薬物事犯全体では14,288人(前年比-502人、-3.4%)と減少した。内訳については、覚せい剤事犯が11,025人(-984人、-8.2%)、MDMA等合成麻薬事犯が281人(-15人、-5.1%)と減少したが、大麻事犯が2,758人(+487人、+21.4%)と大幅に増加した。

なお、コカイン事犯は98人、ヘロイン事犯は13人、あへん事犯は14人であった。

表1-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20
覚せい剤事犯	検挙件数		17,699	19,999	17,226	16,929	15,801
	検挙人員		12,220	13,346	11,606	12,009	11,025
	うち暴力団構成員等		5,430	6,853	6,076	6,359	5,801
	同上比率(%)		44.4	51.3	52.4	53.0	52.6
	うち来日外国人		374	412	427	464	412
	同上比率(%)		3.1	3.1	3.7	3.9	3.7
大麻事犯	検挙件数		3,018	2,831	3,252	3,282	3,829
	検挙人員		2,209	1,941	2,288	2,271	2,758
	うち暴力団構成員等		530	602	736	664	856
	同上比率(%)		24.0	31.0	32.2	29.2	31.0
	うち来日外国人		161	145	135	109	116
	同上比率(%)		7.3	7.5	5.9	4.8	4.2
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		1,156	1,154	1,133	1,088	1,103
	うちMDMA等合成麻薬		833	881	817	609	628
	うちコカイン		161	143	174	235	261
	うちヘロイン		41	31	42	37	35
	検挙人員		560	504	519	469	491
	うち暴力団構成員等		171	174	142	135	119
	同上比率(%)		30.5	34.5	27.4	28.8	24.2
	うち来日外国人		81	47	93	96	92
	同上比率(%)		14.5	9.3	17.9	20.5	18.7
	うちMDMA等合成麻薬		417	403	370	296	281
	うち暴力団構成員等		138	148	113	102	84
	同上比率(%)		33.1	36.7	30.5	34.5	29.9
	うち来日外国人		48	20	42	45	34
	同上比率(%)		11.5	5.0	11.4	15.2	12.1
	うちコカイン		76	36	72	99	98
	うち暴力団構成員等		17	11	22	16	18
	同上比率(%)		22.4	30.6	30.6	16.2	18.4
うち来日外国人		24	11	34	30	32	
同上比率(%)		31.6	30.6	47.2	30.3	32.7	
うちヘロイン		13	21	22	13	13	
うち暴力団構成員等		2	5	1	3	0	
同上比率(%)		15.4	23.8	4.5	23.1	0.0	
うち来日外国人		7	13	16	6	13	
同上比率(%)		53.8	61.9	72.7	46.2	100.0	
あへん事犯	検挙件数		80	31	50	57	19
	検挙人員		59	12	27	41	14
	うち暴力団構成員等		0	0	0	1	0
	同上比率(%)		0.0	0.0	0.0	2.4	0.0
	うち来日外国人		8	4	7	14	2
	同上比率(%)		13.6	33.3	25.9	34.1	14.3
合計	検挙件数		21,953	24,015	21,661	21,356	20,752
	検挙人員		15,048	15,803	14,440	14,790	14,288
	うち暴力団構成員等		6,131	7,629	6,954	7,159	6,776
	同上比率(%)		40.7	48.3	48.2	48.4	47.4
	うち来日外国人		624	608	662	683	622
	同上比率(%)		4.1	3.8	4.6	4.6	4.4

注1： 検挙人員には、各薬物に係る国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反の検挙人員を含む。

注2： MDMAについては、平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3： 「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいう。

(2) 暴力団構成員等の薬物事犯別検挙人員

薬物事犯における暴力団構成員等の検挙人員は、薬物事犯全体では6,776人（-383人、-5.3%）と減少した。内訳については、覚せい剤事犯が5,801人（-558人、-8.8%）、MDMA等合成麻薬事犯が84人（-18人、-17.6%）と減少したが、大麻事犯が856人（+192人、+28.9%）と大幅に増加した。

なお、コカイン事犯は18人、ヘロイン事犯及びあへん事犯の検挙はなかった。

(3) 来日外国人の薬物事犯別検挙人員

薬物事犯における来日外国人の検挙人員は、薬物事犯全体では622人（-61人、-8.9%）と減少した。内訳については、覚せい剤事犯が412人（-52人、-11.2%）、MDMA等合成麻薬事犯が34人（-11人、-24.4%）と減少したが、大麻事犯が116人（+7人、+6.4%）と増加した。

なお、コカイン事犯は32人、ヘロイン事犯は13人、あへん事犯は2人であった。

2 薬物種類別押収量

薬物種類別の押収量は、覚せい剤粉末397.5kg（前年比+58.2kg、+17.2%）、錠剤型覚せい剤22,371錠（+17,457錠、+355.3%）、大麻樹脂は33.1kg（+13.0kg、+64.7%）と増加したが、乾燥大麻は375.1kg（-62.7kg、-14.3%）と減少し、MDMA等合成麻薬は217,172錠（-1,016,711錠、-82.4%）と大幅に減少した。

なお、コカインは5.5kg、ヘロインは1.0kg、あへんは6.6kgであった。

表1-2 薬物種類別押収量(kg)

種類		年別				
		平16	平17	平18	平19	平20
覚せい剤		406.1	123.3	136.4	340.1	401.3
うち粉末		406.1	118.9	126.8	339.3	397.5
うち錠剤	(kg)	(61.5g)	4.4	9.6	0.8	3.8
	(錠)	366	26,402	56,886	4,914	22,371
乾燥大麻		606.6	643.1	225.8	437.8	375.1
大麻樹脂		294.5	230.5	96.7	20.1	33.1
合成麻薬		469,126	571,522	186,226	1,233,883	217,172
うちMDMA		414,770	510,179	185,773	1,187,434	202,886
うち覚せい剤とMDMA等の混合		50,884	61,265	423	45,956	2,873
コカイン		85.4	2.9	9.8	18.5	5.5
ヘロイン		(32.6g)	0.1	2.3	1.8	1.0
あへん		1.7	1.0	17.2	19.4	6.6

注1：合成麻薬の単位は(錠)である。

注2：MDMAは、平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3：合成麻薬の押収量は、覚せい剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注4：錠剤型覚せい剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

3 薬物密輸入事犯検挙件数及び検挙人員

薬物密輸入事犯の検挙件数は、199 件（前年比 - 1 件、 - 0.5%） 検挙人員は 236 人（ - 2 人、 - 0.8%）とほぼ横ばいであった。薬物事犯別では、覚せい剤事犯は 77 件（ + 12 件、 + 18.5%） 97 人（ + 7 人、 + 7.8%）大麻事犯が 80 件（ + 8 件、 + 11.1%） 85 人（ + 9 人、 + 11.8%）と増加したが、MDMA 等合成麻薬事犯は 19 件（ - 22 件、 - 53.7%） 27 人（ - 18 人、 - 40.0%）と大幅に減少した。

なお、コカイン事犯は 7 件、 9 人、ヘロイン事犯は 3 件、 2 人、あへん事犯は 1 件、 2 人であった。

表1-3 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20
覚せい剤事犯	検挙件数		102	27	63	65	77
	検挙人員		120	40	77	90	97
	うち暴力団構成員等		21	11	24	16	18
	同上比率(%)		17.5	27.5	31.2	17.8	18.6
	うち来日外国人		54	15	43	39	42
	同上比率(%)		45.0	37.5	55.8	43.3	43.3
大麻事犯	検挙件数		191	142	120	72	80
	検挙人員		220	148	126	76	85
	うち暴力団構成員等		21	19	5	4	5
	同上比率(%)		9.5	12.8	4.0	5.3	5.9
	うち来日外国人		67	72	44	34	31
	同上比率(%)		30.5	48.6	34.9	44.7	36.5
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		57	27	33	57	41
	うちMDMA等合成麻薬		35	16	12	41	19
	うちコカイン		17	6	10	8	7
	うちヘロイン		1	3	3	1	3
	検挙人員		61	21	35	64	52
	うち暴力団構成員等		8	2	8	14	9
	同上比率(%)		13.1	9.5	22.9	21.9	17.3
	うち来日外国人		33	7	10	26	23
	同上比率(%)		54.1	33.3	28.6	40.6	44.2
	うちMDMA等合成麻薬		39	12	13	45	27
	うち暴力団構成員等		7	1	2	14	8
	同上比率(%)		17.9	8.3	15.4	31.1	29.6
	うち来日外国人		21	3	2	13	12
	同上比率(%)		53.8	25.0	15.4	28.9	44.4
	うちコカイン		17	6	13	6	9
	うち暴力団構成員等		0	1	6	0	0
	同上比率(%)		0.0	16.7	46.2	0.0	0.0
	うち来日外国人		11	2	5	3	4
	同上比率(%)		64.7	33.3	38.5	50.0	44.4
	うちヘロイン		1	2	2	1	2
うち暴力団構成員等		1	0	0	0	0	
同上比率(%)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
うち来日外国人		0	1	2	1	2	
同上比率(%)		0.0	50.0	100.0	100.0	100.0	
あへん事犯	検挙件数		3	2	1	6	1
	検挙人員		3	1	1	8	2
	うち暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	同上比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち来日外国人		1	1	1	5	2
同上比率(%)		33.3	100.0	100.0	62.5	100.0	
合計	検挙件数		353	198	217	200	199
	検挙人員		404	210	239	238	236
	うち暴力団構成員等		50	32	37	34	32
	同上比率(%)		12.4	15.2	15.5	14.3	13.6
	うち来日外国人		155	95	98	104	98
同上比率(%)		38.4	45.2	41.0	43.7	41.5	

注: 「密輸入」とは、単純密輸入及び営利目的密輸入をいう。

4 薬物種類別密輸入事犯押収量

薬物密輸入事犯の薬物種類別の押収量は、覚せい剤粉末が 324.3kg（前年比 + 111.2kg、+ 52.2%）、錠剤型覚せい剤が 22,271 錠（+ 17,399 錠、+ 357.1%）、大麻樹脂は 26.3kg（+ 16.0kg、+ 155.3%）と大幅に増加したが、乾燥大麻は 73.9kg（- 279.7kg、- 79.1%）、MDMA 等合成麻薬は 201,570 錠（- 1,022,588 錠、- 83.5%）と大幅に減少した。

なお、コカインは 2.5kg、ヘロインは 1.0kg、あへんは 3.5kg であった。

表1-4 薬物種類別密輸入押収量(kg)

種類	年別	平16	平17	平18	平19	平20
覚せい剤		350.0	36.6	116.3	213.9	328.0
	うち粉末	350.0	32.2	106.8	213.1	324.3
	うち錠剤	(kg)	-	4.4	9.5	0.8
		(錠)	-	26,329	56,680	4,872
乾燥大麻		490.7	376.2	113.4	353.6	73.9
大麻樹脂		259.6	159.2	54.1	10.3	26.3
合成麻薬		361,977	219,453	167,683	1,224,158	201,570
	うちMDMA	358,505	158,210	167,683	1,179,733	189,768
	うち覚せい剤とMDMA等の混合錠剤	-	61,242	0	44,425	469
コカイン		79.2	1.2	6.1	16.4	2.5
ヘロイン		(12.0g)	(1.7g)	2.2	1.1	1.0
あへん		1.1	0.4	14.9	18.9	3.5

注1：合成麻薬の単位は(錠)である。

注2：MDMAは、平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3：合成麻薬の押収量は、覚せい剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注4：錠剤型覚せい剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

5 主な薬物事犯年齢別検挙人員

全薬物事犯の検挙人員を年齢別にみると、20歳未満（以下「少年」という。）の検挙人員は、507人（前年比 - 8人、- 1.6%）とほぼ横ばいで推移した。

(1) 覚せい剤事犯

年齢別の検挙人員は、全年齢層で減少しており、年齢別構成比率は前年とほぼ同じであった。少年及び20歳代の若年層の検挙人員は、全体の4分の1（25.0%）を占めた。

なお、少年の検挙人員のうち、中学生は8人、高校生は34人であった。

表1-5 覚せい剤事犯年齢別検挙人員

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20
覚せい剤事犯	検挙人員		12,220	13,346	11,606	12,009	11,025
	50歳以上		1,509	1,675	1,442	1,511	1,472
	構成比率 (%)		12.3	12.6	12.4	12.6	13.4
	40～49歳		2,411	2,748	2,524	2,752	2,741
	構成比率 (%)		19.7	20.6	21.7	22.9	24.9
	30～39歳		4,699	4,926	4,462	4,537	4,054
	構成比率 (%)		38.5	36.9	38.4	37.8	36.8
	20～29歳		3,213	3,570	2,889	2,904	2,509
	構成比率 (%)		26.3	26.7	24.9	24.2	22.8
	20歳未満		388	427	289	305	249
	構成比率 (%)		3.2	3.2	2.5	2.5	2.3
	うち中学生		7	23	11	4	8
	構成比率 (%)		0.1	0.2	0.1	0.0	0.1
	うち高校生		38	55	44	28	34
	構成比率 (%)		0.3	0.4	0.4	0.2	0.3

(2) 大麻事犯

年齢別の検挙人員は、全年齢層で増加した。年齢別構成比は、30歳代が24.5% (+4.6ポイント)と上昇したが、20歳代は54.5% (-6.8ポイント)と低下し、少年はほぼ横ばいであった。この結果、少年及び20歳代の若年層の割合が約6割(62.7%、-6.4ポイント)と低下した。

なお、少年の検挙人員のうち、中学生は2人、高校生は48人であった。

表1-6 大麻事犯年齢別検挙人員

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20
大麻事犯	検挙人員		2,209	1,941	2,288	2,271	2,758
	50歳以上		70	49	68	70	82
	構成比率 (%)		3.2	2.5	3.0	3.1	3.0
	40～49歳		182	159	186	179	269
	構成比率 (%)		8.2	8.2	8.1	7.9	9.8
	30～39歳		455	452	507	452	677
	構成比率 (%)		20.6	23.3	22.2	19.9	24.5
	20～29歳		1,281	1,107	1,340	1,391	1,503
	構成比率 (%)		58.0	57.0	58.6	61.3	54.5
	20歳未満		221	174	187	179	227
	構成比率 (%)		10.0	9.0	8.2	7.9	8.2
	うち中学生		6	5	4	1	2
	構成比率 (%)		0.3	0.3	0.2	0.0	0.1
	うち高校生		37	42	21	28	48
	構成比率 (%)		1.7	2.2	0.9	1.2	1.7

(3) MDMA等合成麻薬事犯

年齢別の検挙人員は、各年齢層では少年及び 30 歳代を除き減少した。少年及び 20 歳代の若年層が検挙人員の 6 割以上（62.6%）を占めた。

なお、少年の検挙人員のうち、高校生は 5 人で、中学生の検挙はなかった。

表1-7 MDMA等合成麻薬事犯年齢別検挙人員

区分		年別				
		平16	平17	平18	平19	平20
MDMA等 合成麻薬事犯	検挙人員	417	403	370	296	281
	50歳以上	17	10	16	17	9
	構成比率(%)	4.1	2.5	4.3	5.7	3.2
	40～49歳	19	23	30	30	25
	構成比率(%)	4.6	5.7	8.1	10.1	8.9
	30～39歳	72	84	83	63	71
	構成比率(%)	17.3	20.8	22.4	21.3	25.3
	20～29歳	242	223	210	162	151
	構成比率(%)	58.0	55.3	56.8	54.7	53.7
	20歳未満	67	63	31	24	25
構成比率(%)	16.1	15.6	8.4	8.1	8.9	
	うち中学生	1	1	2	2	0
	構成比率(%)	0.2	0.2	0.5	0.7	0.0
	うち高校生	12	12	6	3	5
	構成比率(%)	2.9	3.0	1.6	1.0	1.8

6 主な薬物事犯別初犯者率

全薬物事犯の検挙人員のうち初犯者数は、7,650人（前年比 - 60人、- 0.8%）とわずかに減少したが、初犯者の割合は、53.5%（+ 1.4ポイント）と上昇した。また、少年の初犯者は453人（- 9人、- 1.9%）とわずかに減少したが、初犯者全体での割合は5.9%（- 0.1ポイント）とほぼ同じであった。

(1) 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯の検挙人員のうち初犯者数は、4,837人（- 459人、- 8.7%）と減少したが、初犯者の割合は、43.9%（- 0.2ポイント）とほぼ同じであった。

年齢別では、特に20歳代が1,651人（- 252人、- 13.2%）、30歳代が1,864人（- 138人、- 6.9%）と減少したが、20歳代と30歳代を合わせた検挙人員は3,515人と全体の7割以上（72.7%）を占めた。

(2) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員のうち初犯者数は、2,359人（+ 390人、+ 19.8%）と増加した。大麻事犯の検挙人員に占める初犯者の割合は、85.5%（- 1.2ポイント）と低下したものの、依然として高水準で推移している。

(3) MDMA等合成麻薬事犯

MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員のうち初犯者数は252人(+1人、+0.4%)とほぼ横ばいであるが、初犯者の割合は89.7%(+4.9ポイント)と上昇し、大麻事犯同様に高率で推移している。

年齢別では、20歳代の検挙人員(137人)が全体の過半数(54.4%)を占めている。

表1-8 主な薬物事犯別初犯者率

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20	
覚せい剤事犯	検挙人員		12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	
	うち初犯者数		5,454	5,995	5,270	5,296	4,837	
	構成比率(%)		44.6	44.9	45.4	44.1	43.9	
	年齢別	50歳以上		300	313	281	283	304
		40～49歳		704	775	767	834	807
		30～39歳		2,041	2,165	2,025	2,002	1,864
		20～29歳		2,070	2,363	1,940	1,903	1,651
20歳未満			339	379	257	274	211	
大麻事犯	検挙人員		2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	
	うち初犯者数		2,001	1,697	1,987	1,969	2,359	
	構成比率(%)		90.6	87.4	86.8	86.7	85.5	
	年齢別	50歳以上		60	37	43	48	52
		40～49歳		140	116	128	131	196
		30～39歳		385	375	411	380	569
		20～29歳		1,204	1,004	1,225	1,246	1,331
20歳未満			212	165	180	164	211	
MDMA等 合成麻薬事犯	検挙人員		417	403	370	296	281	
	うち初犯者数		382	367	331	251	252	
	構成比率(%)		91.6	91.1	89.5	84.8	89.7	
	年齢別	50歳以上		13	8	12	13	8
		40～49歳		14	22	24	24	19
		30～39歳		64	72	75	52	63
		20～29歳		227	203	190	144	137
20歳未満			64	62	30	18	25	

7 その他

(1) ケタミン事犯

ケタミン事犯の検挙状況については、検挙件数108件(前年比+61件、+129.8%)、検挙人員79人(+27人、+51.9%)であった。そのうち暴力団構成員等によるものは33件(+23件、+230.0%)、20人(+9人、+81.8%)、来日外国人によるものは、13件(-5件、-27.8%)、17人(-9人、-34.6%)であった。

なお、押収量は約0.6kgであった。

(注)ケタミンは、平成19年1月1日より麻薬及び向精神薬取締法による取締対象

となったもの。

表1-9 ケタミン事犯検挙状況

	平19			平20		
	検挙件数	検挙人員	押収量(g)	検挙件数	検挙人員	押収量(g)
ケタミン事犯	47	52	6645.872	108	79	597.669
暴力団構成員等	10	11	9.605	33	20	124.743
同上比率(%)	21.3	21.2	0.1	30.6	25.3	20.9
来日外国人	18	26	6,477.070	13	17	91.255
同上比率(%)	38.3	50.0	97.5	12.0	21.5	15.3

(2) 指定薬物事犯

平成 19 年 4 月 1 日より薬事法による規制が導入された指定薬物の検挙状況については、検挙件数 20 件(+12 件、+150.0%)、検挙人員 16 人(+7 人、+77.8%)であった。

内訳は、いわゆる「RUSH」(指定薬物：亜硝酸イソブチル)が1件(±0件)、1人(±0人)で、押収量は16.0ml(+13.2ml、+471.4%)、通称「2C-」(指定薬物：2-(4-3ヨード2・5-メジトキシフェニル)エタンアミン)が19件(+12件、171.4%)、15人(+7人、+87.5%)で、押収量は114錠(-20錠、-14.9%)であった。また、2C- には、暴力団構成員等によるものが7件あったが、来日外国人によるものはなかった。

(3) シンナー等有機溶剤事犯

シンナー等有機溶剤の吸引等の検挙・補導人員は、1,428人(-374人、-20.8%)と減少傾向が続いている。

少年の検挙・補導人員も479人(-180人、-27.3%)と大幅に減少したが、全体の3割以上(33.5%)を占めており、依然として少年による乱用が認められる。

表1-10 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導状況

年別	平16	平17	平18	平19	平20
区分					
検挙・補導件数	3,947	2,770	2,196	1,831	1,420
検挙・補導人員	4,057	2,783	2,142	1,802	1,428
うち少年	2,245	1,394	854	659	479
同上比率(%)	55.3	50.1	39.9	36.6	33.5
うち暴力団構成員等	175	144	168	162	144
同上比率(%)	4.3	5.2	7.8	9.0	10.1

第2 薬物事犯の傾向

1 主な薬物事犯別傾向

(1) 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯は、検挙件数（15,801件）、検挙人員（11,025人）ともに減少したが、依然として全薬物事犯の検挙件数の76.1%、検挙人員の77.2%を占めており、我が国の薬物問題の中心となっている。

覚せい剤の押収量（粉末：397.5kg）は増加したが、この要因としては、中国及び東南アジア諸国における薬物の国外流出防止対策等により、我が国への流入量が減少したことで、第3四半期以降、薬物犯罪組織の覚せい剤の密輸入を図る動きが活発化し、その動きを捉えた取締りにより密輸事犯関連の押収量が増加したためである。

覚せい剤の末端密売価格は、20年第1四半期は、19年と同様の価格（0.2g：10,000円が主流）で推移していたが、第2四半期から第3四半期にかけて流通量の減少で高騰（0.1g：10,000円が主流）し、その後、第4四半期に入りやや値下がり傾向にあるものの、高値状態で推移している。

覚せい剤密輸事犯は、従来の携帯密輸等の手口に加え、船舶を利用した大量密輸入や、従来の主流であった中国ルートのほか、マレーシア、南アフリカルート等多様なルートによる密輸が見られることから、引き続き国内の覚せい剤市場をターゲットとした国内外の薬物犯罪組織の動きが更に活発化することが予測される。

(2) 大麻事犯

大麻事犯は、検挙件数（3,829件）、検挙人員（2,758人）とも過去最高を記録し、暴力団構成員等の検挙人員（856人）も増加した。

検挙件数、検挙人員の増加の要因としては、大麻の有害性に対する誤った認識や罪悪感の希薄化に加え、インターネットや自己栽培等により入手が容易であること、暴力団構成員等による需要に応じた大麻の密売が増加傾向にあることなどが考えられる。

大麻事犯の検挙状況の特徴としては、初犯者や少年及び20歳代の若年層の検挙人員が多く、20年中においても、全大麻事犯のうち、初犯者（2,359人（前年比+390人））が占める割合が85.5%（-1.2ポイント）、少年及び20歳代の若年層（1,730人（+160人））が占める割合が62.7%（-6.4ポイント）となっている。

また、栽培事案の検挙件数及び検挙人員が、それぞれ274件（+90件、+48.9%）、207人（+80人、+63.0%）と大幅に増加した。栽培場所は、約8割が屋内の居室、

押入等比較的狭い範囲での栽培であり、栽培に当たっては、市販されている書物やインターネットを利用して栽培方法を学んでおり、種子についても、自生大麻から種子を採取したり、栽培目的を秘しての輸入やインターネットを利用して大麻種子販売店から購入するなどしていた。

2 薬物犯罪組織の動向

(1) 暴力団構成員等

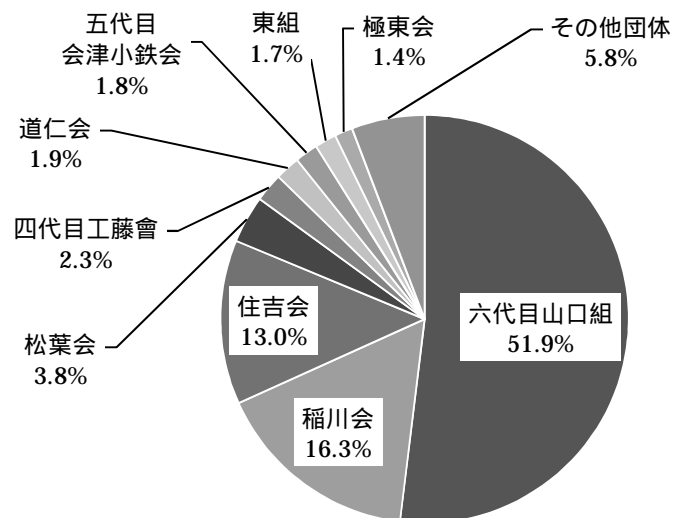
ア 暴力団構成員等の検挙状況

暴力団構成員等の全検挙人員は 26,064 人であり、その中で薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員は 6,776 人となっている。特に、覚せい剤事犯の検挙人員は、5,801 人で暴力団構成員等の全検挙人員の 22.3%と最も多くなっている。

薬物事犯別に暴力団構成員等の検挙人員をみると、覚せい剤事犯では全検挙人員(11,025 人)の 52.6%と過半数を占めている。これらの組織別検挙人員については、3 大組織である山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員等が 4,714 人(前年比 - 405 人、- 7.9%)で、覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の 81.3% (+ 0.8 ポイント)を占めた。

大麻事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は 856 人と大幅に増加し、全検挙人員(2,758 人)の 31.0%を占めた。MDMA 等合成麻薬事犯についても、暴力団構成員等の検挙人員は 84 人で全検挙人員(281 人)の 29.9%を占めるなど、暴力団構成員等が幅広く薬物事犯に関与していることがうかがえる。

図1-1 覚せい剤事犯暴力団構成員等検挙人員構成比



イ 違反態様別検挙状況

覚せい剤事犯における暴力団構成員等の違反態様別検挙人員をみると、譲渡事犯が325人(+27人、+9.1%)、密輸入事犯が18人(+2人、+12.5%)と増加したが、譲受事犯が107人(-4人、-3.6%)、所持事犯が2,039人(-289人、-12.4%)、使用事犯が3,245人(-317人、-8.9%)と減少した。

覚せい剤事犯における暴力団構成員等の営利犯の検挙人員は289人(-51人、-15.0%)で、覚せい剤事犯の営利犯の検挙人員544人(-9人、-1.6%)に占める割合は、53.1%(-8.4ポイント)であった。

営利犯の違反態様別では、密輸事犯は15人(±0人)と横ばいであったが、所持事犯が201人(-40人、-16.6%)、譲渡事犯が67人(-4人、-5.6%)、譲受事犯が6人(-7人、-53.8%)と減少した。

営利犯における暴力団構成員等の検挙人員は、減少したものの、営利犯全体の過半数を占めており、暴力団が覚せい剤の密売等に深く関与し、その密売益が暴力団にとって重要な資金源になっていると考えられる。

表1-11 覚せい剤事犯の営利犯に係る暴力団構成員等違反態様別検挙人員の推移

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20
総検挙人員		509	479	492	553	544
	うち暴力団構成員等	277	314	285	340	289
	同上比率(%)	54.4	65.6	57.9	61.5	53.1
密輸		101	28	73	82	89
	うち暴力団構成員等	17	8	22	15	15
	同上比率(%)	16.8	28.6	30.1	18.3	16.9
所持		297	325	274	347	316
	うち暴力団構成員等	200	216	179	241	201
	同上比率(%)	67.3	66.5	65.3	69.5	63.6
譲渡		96	109	126	105	125
	うち暴力団構成員等	53	79	77	71	67
	同上比率(%)	55.2	72.5	61.1	67.6	53.6
譲受		11	12	18	18	14
	うち暴力団構成員等	5	9	7	13	6
	同上比率(%)	45.5	75.0	38.9	72.2	42.9
その他		4	5	1	1	0
	うち暴力団構成員等	2	2	0	0	0
	同上比率(%)	50.0	40.0	0.0	0.0	0.0

(2) 来日外国人

ア 国籍等別検挙状況

来日外国人の国籍等別の薬物事犯検挙状況は、イラン人が116人(+11人、+10.5%)と増加したが、フィリピン人が68人(-15人、-18.1%)、ブラジル人が129人(-35人、-21.3%)とそれぞれ減少した。これら三か国合計の検挙

人員は313人（-39人、-11.1%）で、来日外国人による全薬物事犯の検挙人員の50.3%（-1.2ポイント）を占めた。その検挙内容をみると、主な薬物については、覚せい剤と大麻となっている。

覚せい剤事犯については、これら三か国で来日外国人による覚せい剤事犯の検挙人員の60.7%（-2.4ポイント）を占めており、違反態様別にみると、イラン人は営利犯が過半数を超えている（麻薬特例法違反を除く。）のに対し、フィリピン人及びブラジル人については、単純使用事犯及び単純所持事犯が大半を占めている。

その他の国の薬物事犯の検挙人員は、中国人47人（-5人、-9.6%）、タイ人36人（±0人）、アメリカ人32人（+6人、+23.1%）、韓国人25人（-4人、-13.8%）となっている。

表1-12 来日外国人による薬物事犯別、国籍等別検挙人員

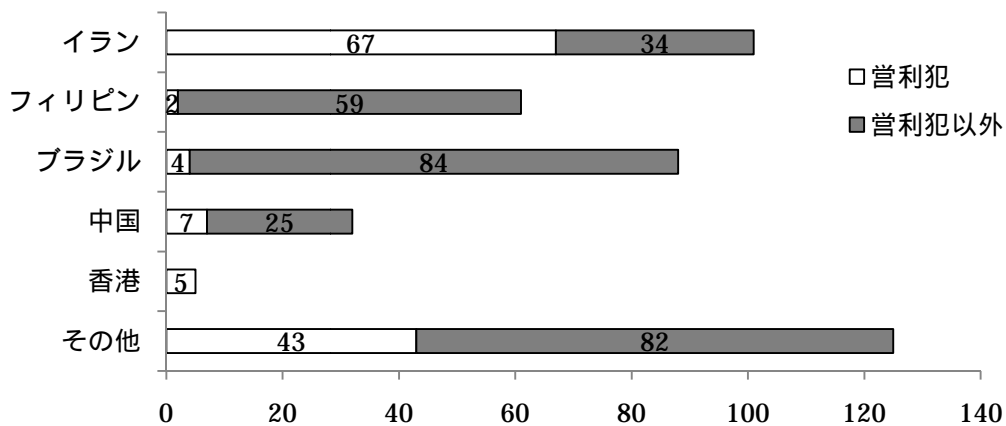
	総数		覚せい剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	平19	平20	平19	平20	平19	平20	MDMA等		コカイン		ヘロイン		平19	平20		
							平19	平20	平19	平20	平19	平20				
計	683	622	464	412	109	116	96	92	45	34	30	32	6	13	14	2
三か国	352	313	293	250	28	47	19	14	7	4	10	4			12	2
イラン	105	116	85	101	4	10	4	3	1	1	3	1			12	2
フィリピン	83	68	80	61	1	6	2	1	1		1					
ブラジル	164	129	128	88	23	31	13	10	5	3	6	3				
韓国	29	25	20	16	4	2	5	7	5	4		3				
中国	52	47	32	32	2	3	18	12	14	6				1		
中国(台湾)	19	9	14	8		1	5		1							
中国(香港等)	14	8	12	5	1	2	1	1		1						
タイ	36	36	31	34	3	2	2		1							
ベトナム	17	14	6	1		1	10	12	4				5	11	1	
マレーシア	3	3	2	3	1											
イギリス	14	13		4	7	6	7	3	4	2	3	1				
フランス	9	5	1	2	7	1	1	2		1	1	1				
オランダ	10	7	1	5	5		4	2	4	1						
アメリカ	26	32	2	7	20	18	4	7		3	4	4				
カナダ	15	12	9	4	4	4	2	4	1	2	1	2				
ペルー	8	9	4	5	1	3	3	1			3	1				
コロンビア	8	6	6	4	1	1	1	1			1	1				
ナイジェリア	3	5			2		1	5		2		2	1	1		
その他	68	78	31	32	23	25	13	21	4	8	7	13			1	

イ 来日外国人密輸入・密売組織の検挙状況

イラン人の覚せい剤事犯の検挙人員101人（+16人、+18.8%）のうち、営利犯は67人（+26人、+63.4%）と全体の66.3%（+18.1ポイント）を占め、依然として覚せい剤などの薬物の密売に深くかかわっていることがうかがえる。

イラン人薬物事犯の特徴は、「ボス」を中心に、客付き携帯電話等を利用して密売場所を指定するなど、組織的な密売を敢行していることである。また、イラン人薬物密売組織は、薬物密売に絡む他組織との抗争、組織内のトラブル等において、けん銃等の凶器を使用した傷害・殺人未遂事件等を引き起こしており、同組織の凶悪化・武装化が認められる。

図 1-2 主な来日外国人営利犯検挙人員

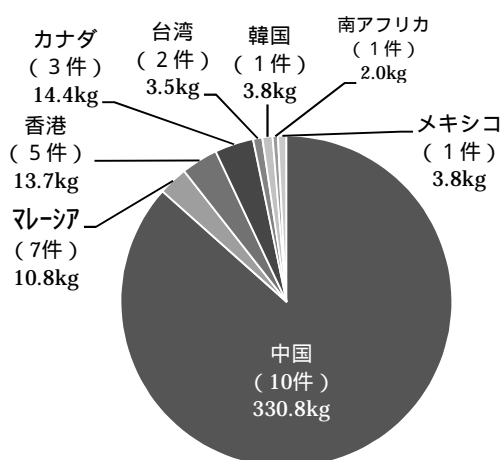


3 密輸入事犯

薬物事犯全体における密輸入事犯の検挙件数は、横ばいで、覚せい剤事犯、大麻事犯は増加したが、その他の薬物事犯は減少した。

(1) 仕出地

ア 覚せい剤粉末大量押収（1kg以上）事例からみた仕出地別押収状況

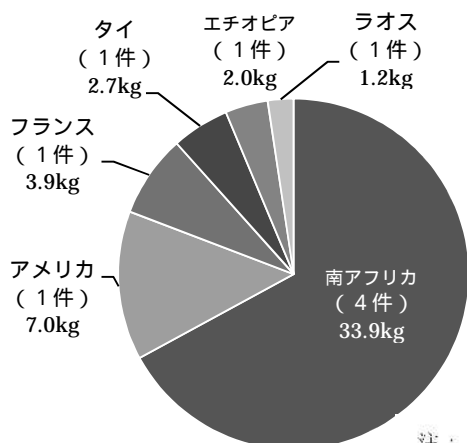


覚せい剤の密輸入事犯にかかる大量押収事件（報告分）は30件あり、仕出地では、中国（香港、台湾を含む。）が17件で件数、押収量とも突出しており、次いでマレーシア7件、カナダ3件、韓国、南アフリカ、メキシコがそれぞれ各1件であった。

なお、覚せい剤密輸事犯全体（77件）における仕出地は、中国（香港、台湾を含む。）が38件と最も多く、次いでマレーシアが9件となっている。

注： グラフは仕出地別の押収量によるものである。

イ 乾燥大麻大量押収（1 kg 以上）事例からみた仕出地別押収状況

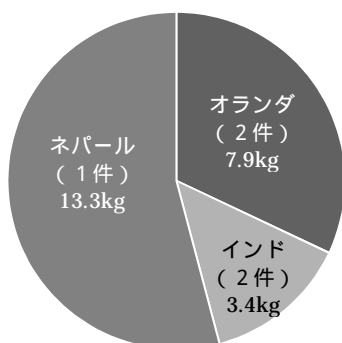


注： グラフは仕出地別の押収量によるものである。

乾燥大麻の密輸入事犯における大量押収事件（報告分）は9件あり、仕出地では、南アフリカが4件で最も多く、押収量も突出している。

なお、乾燥大麻の密輸入事犯全体（47件）における仕出地は、アメリカが13件と最も多く、次いでタイが9件となっている。

ウ 大麻樹脂大量押収（1 kg 以上）事例からみた仕出地別押収状況

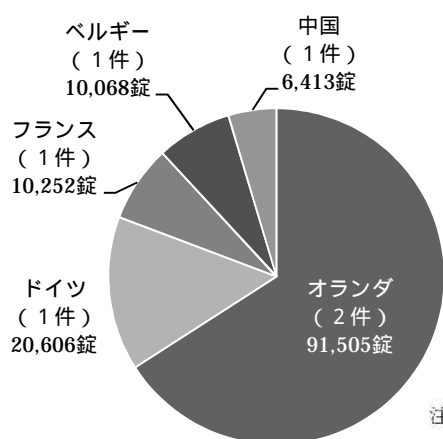


注： グラフは仕出地別の押収量によるものである。

大麻樹脂の密輸入事犯における大量押収事件（報告分）は5件あり、仕出地はオランダ、インドが2件、ネパールが1件であった。

なお、大麻樹脂の密輸入事犯全体（17件）における仕出地は、インドが8件で、次いでフランス、タイが2件となっている。

エ MDMA大量押収（1,000錠以上）事例からみた仕出地別押収状況



注： グラフは仕出地別の押収量によるものである。

MDMAの密輸入事犯における大量押収事件（報告分）は6件あり、仕出地ではオランダが2件で最も多く、押収量も突出している。

なお、MDMAの密輸入事犯全体（16件）における仕出地は、オランダが7件で、次いで中国が3件となっている。

(2) 密輸入手口

密輸入手口は、いわゆる「運び屋」による航空機利用の手荷物隠匿、身体巻き付け等の携帯密輸が主流であり、その他は国際郵便による航空貨物便を利用した小口密輸入等であった。また、下半期には、船舶、航空貨物便を利用し、家具や置物を細工して覚せい剤等を隠匿した大量密輸事件が摘発されるなど、巧妙な大量密輸手口が認められた。

携帯密輸の具体的な隠匿方法は、スーツケースを二重底に細工するものが目立ち、その他、靴の二重底や下着に縫いつけるなどの方法が散見された。

利用空港は、成田、関西、中部等、主要国際空港のほか、地方空港へ分散する傾向が認められた。

(3) 来日外国人に係る密輸事犯

来日外国人の密輸事犯の検挙人員は 98 人（前年比 - 6 人、 - 5.8%）で、薬物事犯別でみると、覚せい剤事犯が 42 人（+ 3 人、 + 7.7%）、大麻事犯が 31 人（- 3 人、 - 8.8%）、MDMA 等合成麻薬事犯が 11 人（- 2 人、 - 15.4%）であった。

なお、コカイン事犯は 4 人、ヘロイン事犯は 2 人、あへん事犯は 2 人であった。

覚せい剤事犯での検挙人員を国籍等別にみると、インドネシア人が 11 人と最も多く、続いて台湾人、オランダ人が 4 人と続いている。これらの外国人の多くは、運び屋として国内への覚せい剤の持ち込みを図っているが、中に薬物密売組織の一員として活動しているものも見受けられる。

第3 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故

1 薬物常用者による犯罪

平成20年中の薬物常用者（覚せい剤常用者、麻薬常用者、大麻常用者、その他の薬物常用者及び有機溶剤等乱用者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。以下同じ。）による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、刑法犯が809人（前年比+39人、+5.1%）と増加し、特別法犯は3,403人（-371人、-9.8%）と減少した。

薬物常用者で、殺人、強盗等の凶悪犯で検挙されたものは68人（±0人）で横ばい、暴行、傷害等の粗暴犯で検挙されたものは146人（-16人、-9.9%）と減少した。

薬物別にみると、覚せい剤常用者については、刑法犯が591人（+14人、+2.4%）と増加し、特別法犯が2,648人（-354人、-11.8%）と減少した。

表1-13 薬物常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

年別		平16	平17	平18	平19	平20
罪種別	刑法犯検挙人員	971	1,103	934	770	809
	凶悪犯	84	90	75	68	68
	殺人	16	19	11	19	17
	強盗	45	51	53	42	39
	放火	5	8	4	2	6
	強姦	18	12	7	5	6
	粗暴犯	184	205	172	162	146
	暴行	24	32	32	22	23
	傷害	94	102	98	90	80
	脅迫	8	6	4	9	5
	恐喝	58	65	36	41	38
	凶器準備集合	0	0	2	0	0
	窃盗犯	466	526	472	349	404
その他	237	282	215	191	191	
特別法犯検挙人員	4,200	4,063	3,724	3,774	3,403	
銃刀法	26	27	24	10	10	
その他	4,174	4,036	3,700	3,764	3,393	

2 薬物に起因する事故

平成20年中の薬物に起因する乱用死者数等（乱用死、自殺及び自傷並びに交通事故による死傷者数をいう。以下同じ。）は、27人（前年比-23人、-46.0%）と減少した。その内訳は、乱用死が11人（-2人、-15.4%）、自殺が4人（-1人、-20.0%）、自傷が3人（±0人）、交通事故が9人（-20人、-69.0%）であった。

表1-14 薬物に起因する乱用死者数等の推移

年別		平16	平17	平18	平19	平20
区分						
合計		49	54	46	50	27
	乱用死	22	23	15	13	11
	自殺	12	11	9	5	4
	自傷	0	2	7	3	3
	交通事故	15	18	15	29	9

第5 事例

所持・使用事犯

【事例1 - 1】フィリピン人の女らによる覚せい剤取締法違反事件（1月・神奈川）

スナックを無許可で経営していたフィリピン人の女ら2人を、風営法違反（無許可営業）及び覚せい剤取締法違反（所持、使用）で逮捕した。

【事例1 - 2】夫婦による大量の乾燥大麻所持・大麻種子密輸入未遂事件（2月・愛知）

オランダから大麻種子約1,000粒を持ち込もうとした無職の男とその妻を、自宅に乾燥大麻約1キロを所持していた大麻取締法違反（所持）で逮捕した。大麻種子持ち込みについては、関税法違反（無許可輸入未遂）で、税関から検察庁に告発された。

【事例1 - 3】イラン人の男による覚せい剤所持事件（3月・静岡）

交通事故を起こした車両内に覚せい剤約150グラムを所持していたイラン人の男を、覚せい剤取締法違反（所持）で逮捕した。

【事例1 - 4】自治体職員らによる覚せい剤使用事件（3月・奈良）

傷害事件で逮捕した市役所職員の覚せい剤使用事実が判明したことから、覚せい剤取締法違反（使用）で再逮捕した。その後、同人に関わる同市役所職員等6人を同法違反等で逮捕した。

【事例1 - 5】自営業者らによる大麻栽培・所持事件（5月・福岡、大阪、兵庫）

大麻草を栽培・所持していた自営業者ら5人を大麻取締法違反（栽培、共同所持）で逮捕するとともに、乾燥大麻約130グラムと栽培していた大麻草約170株を押収した。

【事例1 - 6】大学生らによる大麻所持事件（6月・山梨）

乾燥大麻を所持していた大学生ら3人を大麻取締法違反（所持）で逮捕した。また、同大学生から乾燥大麻を譲り受けたアルバイト店員ら3人を検挙した。

【事例1 - 7】会社役員らによる大量の乾燥大麻所持事件（7月・警視庁）

マンションの一室に大量の乾燥大麻を隠し持っていた会社役員の子と中国人の女を、大麻取締法違反（所持）で逮捕するとともに、乾燥大麻約180キロを押収した。

【事例 1 - 8】レイブ参加者による大麻及び麻薬・向精神薬所持事件（8月・群馬）

キャンプ場で開催されたレイブ（屋外音楽イベント）に参加した者 8 人を、大麻取締法違反（所持）又は麻向法違反（所持）で逮捕した。

【事例 1 - 9】大学生による大学敷地内での大麻栽培事件（9月・新潟）

大学の敷地内で大麻草を栽培していた大学生の男を、大麻取締法違反（栽培）で逮捕するとともに、大麻草 69 本を押収した。

【事例 1 - 10】無職の男らによる大量の大麻草所持事件（11月・北海道）

山中に駐車していた自動車内に大麻草約 6 キロを所持していた無職の男ら 2 人を大麻取締法違反（所持）で逮捕するとともに、山中のテント内に隠匿していた大麻草約 87 キロを押収した。

密売事犯

【事例 1 - 11】イラン人らによる覚せい剤及び大麻密売事件（1月・静岡）

路上において違法薬物を密売していたイラン人の男とブラジル人の女を覚せい剤取締法違反（所持等）で逮捕するとともに、覚せい剤約 40 グラム等を押収した。

【事例 1 - 12】暴力団幹部らによる麻薬特例法違反事件（1月・岐阜）

覚せい剤を密売していた山口組傘下組織幹部ら 4 人を麻薬特例法違反（業としての譲渡）等で逮捕した。

【事例 1 - 13】古物商の男による覚せい剤密売、麻薬特例法違反事件（3月・岡山）

宅配便により覚せい剤を密売していた古物商の男を麻薬特例法違反（規制薬物としての譲渡、薬物犯罪収益等隠匿）で逮捕した。

【事例 1 - 14】暴力団組員による携帯サイトを利用した覚せい剤密売事件（3月・警視庁、島根）

携帯電話の密売サイトで覚せい剤を販売していた稲川会系暴力団組員を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）及び麻薬特例法違反（薬物犯罪収益等隠匿）で逮捕した。

【事例 1 - 15】大学生らによる乾燥大麻密売事件（5月・大阪）

大学構内で大麻を密売していた大学生ら 3 人を大麻取締法違反（営利目的所持）等で逮捕するとともに、乾燥大麻約 100 グラムを押収した。

【事例 1 - 16】暴力団員らによる屋台を利用した覚せい剤密売事件（5月・大阪）

いわゆる「あいりん地区」において、焼芋の屋台で覚せい剤を密売していた暴力団員等 8 人を覚せい剤取締法違反（譲渡）等で逮捕するとともに、覚せい剤約 15 グラム等を押収した。

【事例 1 - 17】インターネットを利用した覚せい剤密売事件（8月・埼玉、広島）

インターネットを利用して覚せい剤を密売し、他人名義の口座にその代金を振り込ませていた無職の男を、覚せい剤取締法違反（所持）で逮捕後、麻薬特例法違反（業としての譲渡、不法収益隠匿）で追送致した。

【事例 1 - 18】イラン人グループによる覚せい剤等密売事件（10月・滋賀）

イラン人の違法薬物密売グループの男 2 人を、覚せい剤取締法違反（所持）で逮捕するとともに、大麻やコカイン等を押収した。

【事例 1 - 19】インターネットを利用した覚せい剤密売事件（12月・山口）

インターネットを利用して覚せい剤を密売していた男を覚せい剤取締法違反（所持等）で逮捕した。さらに、同人から覚せい剤を譲り受けていた男と客 11 人を麻薬特例法違反及び覚せい剤取締法違反で逮捕した。

密輸事犯

【事例 1 - 20】暴力団幹部らによる覚せい剤密輸入事件（1月・福岡）

中国から国際スピード郵便を利用して、覚せい剤約 1 キロを密輸入した工藤會傘下組織幹部ら 2 人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕した。

【事例 1 - 21】オーストラリア人による乾燥大麻の大量密輸入事件（2月・大阪）

関西空港において、南アフリカからスーツケース内に乾燥大麻約 12 キロを隠匿して密輸入したインド系オーストラリア人の男を大麻取締法違反（営利目的輸入）で逮捕した。

【事例 1 - 22】暴力団幹部による麻薬特例法違反事件（3月・千葉、福岡、愛知）

インターネットで募集した運び屋の靴底に覚せい剤を隠し、中国から福岡空港に持ち込ませた無職の男を、麻薬特例法（業としての輸入）、覚せい剤取締法（営利目的密輸入）等違反で逮捕した。また、一連の密輸事件に絡んで、同様手口で覚せい剤を密輸していた道仁会傘下組織幹部を、麻薬特例法違反（規制薬物としての輸入）で逮捕した。

【事例 1 - 23】会社役員らによる大麻種子の密輸入事件（7月・神奈川）

オランダから大麻種子約 10,000 粒を密輸入した会社役員の男ら 3 人を、大麻取締法違反（栽培）幫助で逮捕した。また、同人らを関税法違反（無許可輸入）、外為法違反（輸入未承認）で追送致した。

【事例 1 - 24】会社員らによる大麻樹脂の密輸入事件（7月・埼玉）

ネパールから大麻樹脂約 13 キロを密輸入した会社員の男ら 4 人を大麻取締法（営利目的所持）で逮捕した。また、密輸入の首謀者らを大麻取締法違反（営利目的密輸入）で追送致した。

【事例 1 - 25】無職の女らによる向精神薬の密輸入事件（10月・熊本）

タイから向精神薬約 11,000 錠を密輸入した無職の女ら 4 人を麻向法違反（営利目的密輸入）で逮捕するとともに、居宅等から向精神薬約 32,000 錠を押収した。

【事例 1 - 26】日本人らによる船舶利用の大量覚せい剤密輸事件（11月・福岡、兵庫、警視庁、鹿児島、埼玉、千葉、神奈川、岡山）

外国籍船舶内に覚せい剤約 298 キロを隠匿していたインドネシア人の船長ら 12 人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕するとともに、同覚せい剤を荷受しようとした中国在住日本人ら 2 人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲受未遂）で逮捕した。

【事例 1 - 27】スペイン人の男による航空機利用の覚せい剤密輸事件（12月・福岡）

福岡空港において、マレーシアからスーツケース内に覚せい剤約 1.2 キロを隠匿して密輸したスペイン人の男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕した。

【事例 1 - 28】ナイジェリア人の男によるコカイン密輸事件（12月・埼玉）

コカイン約 1 キロを小分けし、嚥下して密輸したナイジェリア人の男を麻向法違反（営利目的輸入）で逮捕した。

薬物に起因する事故

【事例 1 - 29】麻酔科医師による麻薬の目的外施用事件（10月・埼玉）

医療用の麻薬を自ら注射して死亡した麻酔科医師を、麻向法違反（治療目的外施用）で送致した。

その他

【事例 1 - 30】雑貨店経営者らによる大麻栽培幫助事件（3月・愛知）

雑貨店において大麻種子を販売し、栽培方法も教えていた同店経営者の男ら3名を大麻取締法違反（栽培）の幫助で逮捕した。

【事例 1 - 31】密売サイト開設者による覚せい剤取締法違反（広告）事件（10月・警視庁）

携帯サイトに覚せい剤密売の広告を載せた無職の男を、覚せい剤取締法違反（広告）で逮捕した。

【事例 1 - 32】医師による覚せい剤用の注射器を販売した薬事法違反事件（10月・千葉）

無許可で覚せい剤乱用者に注射器を販売していた産婦人科医師を、薬事法違反（注射器の無許可販売）で送致した。

第2章 銃器情勢

平成20年中における銃器情勢を概観すると、

- 1 銃器発砲事件の発生件数は、大幅に減少し、銃器発砲事件による死傷者、対立抗争等の暴力団による銃器発砲事件も大幅に減少した。
- 2 銃器使用事件の発生は、殺人、強盗が大幅に減少し、その他の事件もわずかに減少した。
- 3 けん銃の押収丁数は減少し、特に、暴力団構成員等からの押収が大幅に減少した。
- 4 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、わずかに減少し、暴力団構成員等の検挙人員もわずかに減少した。

などが挙げられ、銃器使用による凶悪事件が減少しているものの、いまだ凶悪な銃器使用犯罪は後を絶たない状況にある。このような状況を踏まえ、更なる捜査力の向上と潜在するけん銃の摘発に向けた情報収集に努めるとともに、暴力団等犯罪組織の壊滅と実態把握に向けた組織犯罪対策を推進する必要がある。

第1 銃器犯罪情勢

1 銃器発砲事件

(1) 発生状況

銃器発砲事件¹の発生件数は42件（前年比-23件、-35.4%）、死傷者数は19人（-20人、-51.3%）と大幅に減少した。また、暴力団等によるとみられるものの発生も、32件（-9件、-22.0%）と大幅に減少した。

平成20年中は、4月に山口組傘下組織と住吉会傘下組織の対立抗争に絡む発砲事件（埼玉2件）が、9月には道仁会傘下組織と九州誠道会傘下組織の対立抗争に絡む発砲事件（福岡1件）が発生したほか、6月には松葉会傘下組織幹部による殺人事件（警視庁）、9月には工藤會傘下組織幹部に対する殺人事件（福岡）等、けん銃²使用による殺人又は殺人未遂事件が16件発生した。また、6月に強盗事件被疑者によるけん銃使用の車両内立てこもり事件（埼玉）が発生したほか、11月にはコンビニエンスストアにおけるけん銃使用の強盗事件（北海道）等、けん銃使用の強盗

1：「銃器発砲事件」とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

2：「けん銃」とは、装薬銃砲であり、肩付けをせず、片手で保持して、照準、発射できる形態を持ち、人の殺傷に適するように造られたものをいい、金属性弾丸の発射機能を有しており、人畜に殺傷を加えるに足りる程度の威力を有しているものをいう。

事件が4件発生した。

死傷者数は、暴力団構成員等が12人（-4人、-25.0%）で、それ以外が7人（-16人、-69.6%）とそれぞれ大幅に減少した。

なお、暴力団等以外の銃器発砲事件については10件（-14件、-58.3%）と大幅に減少したが、これは、平成19年の一般人による許可猟銃等を使用した凶悪事件の多発に伴う銃器使用犯罪撲滅に向けた諸対策の推進が効を奏したものと考えられ、このことが銃器発砲事件全体の減少に大きく影響している。

表2-1 銃器発砲事件数及び死傷者数

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20
発砲件数		104	76	53	65	42
	うち暴力団等	85	51	36	41	32
	うち対立抗争	19	11	0	12	3
	構成比率(%)	81.7	67.1	67.9	63.1	76.2
	うちその他・不明	19	25	17	24	10
死傷者数		38	22	19	39	19
	死者数	17	10	2	21	10
	うち暴力団構成員等	12	6	1	11	8
	構成比率(%)	70.6	60.0	50.0	52.4	80.0
	負傷者数	21	12	17	18	9
うち暴力団構成員等	9	3	7	5	4	
構成比率(%)	42.9	25.0	41.2	27.8	44.4	

注1：発砲件数に係る「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれるものを含む。

注2：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。

(2) 銃種別内訳

銃器発砲事件42件は、すべてけん銃使用事件である。

表2-2 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20
発砲件数		104	76	53	65	42
	けん銃	97	63	49	54	42
	猟銃等	7	13	3	11	0
	小銃等	0	0	1	0	0
	その他・不明	0	0	0	0	0

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃及び空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

2 銃器使用事件

(1) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件の認知件数³は、275件（前年比 - 49件、 - 15.1%）と減少した。罪種別では、殺人が19件（ - 15件、 - 44.1%）、強盗が75件（ - 19件、 - 20.2%）といずれも大幅に減少し、殺人、強盗以外は181件（ - 15件、 - 7.7%）とわずかに減少した。

表2-3 銃器使用事件の認知件数

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20
銃器			476	389	325	324	275
		けん銃及びけん銃様のもの ⁴	277	200	182	183	139
殺人	銃器		42	24	23	34	19
		けん銃及びけん銃様のもの	36	21	21	27	19
強盗	銃器		134	111	111	94	75
		けん銃及びけん銃様のもの	126	91	96	79	67
その他	銃器		300	254	191	196	181
不明		けん銃及びけん銃様のもの	115	88	65	77	53

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備を含む。

- 3：「銃器使用事件の認知件数」とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用したものの認知件数をいう。
「銃砲」とは、銃刀法第2条第1項において定義された、「けん銃、小銃、機関銃、砲、獵銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」をいう。
「銃砲様のもの」とは、銃砲らしきものを突き付け、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述により銃砲と推定されるものをいう。
- 4：「けん銃様のもの」とは、けん銃らしきものを突き付け、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述によりけん銃と推定されるものをいう。

(2) 銃器使用事件の検挙状況

銃器使用事件の検挙件数⁵は、148件（ - 55件、 - 27.1%）と大幅に減少し、暴力団構成員等の検挙件数も、42件（ - 35件、 - 45.5%）と大幅に減少した。

罪種別では、殺人は15件（ - 4件、 - 21.1%）、強盗が51件（ - 15件、 - 22.7%）、殺人、強盗以外82件（ - 36件、 - 30.5%）とそれぞれ大幅に減少した。

暴力団構成員等の検挙件数を罪種別でみると、殺人が10件（ - 6件、 - 37.5%）、強盗が15件（ - 5件、 - 25.0%）、殺人、強盗以外が17件（ - 24件、 - 58.5%）とそれぞれ大幅に減少した。

- 5：「銃器使用事件の検挙件数」とは、犯罪供用物として銃砲又は模造けん銃等を使用したものの検挙件数（模造けん銃等には、模擬銃器、エアソフトガン、玩具のけん銃を含む）をいう。

表2-4 銃器使用事件の検挙件数

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20
検挙件数			255	198	204	203	148
		暴力団等	101	67	51	77	42
検挙率(%)			53.6	50.9	62.8	62.7	53.8
殺人	検挙件数		31	19	12	19	15
	暴力団等		26	14	10	16	10
強盗	検挙件数		69	54	63	66	51
	暴力団等		30	13	14	20	15
その他・不明	検挙件数		155	125	129	118	82
	暴力団等		45	40	27	41	17

注： 検挙件数には、真正けん銃、改造けん銃及び猟銃等を使用したもののほか、模造けん銃等を使用したものも含む。

検挙された銃器使用事件を銃種別でみると、模造けん銃や模擬銃器、エアソフトガン、玩具のけん銃（以下「模造けん銃等」という。）が使用された事件は、100件（-29件、-22.5%）で全体の67.6%（+4.1ポイント）であり、実際にけん銃が使用された事件の検挙件数は、25件（-18件、-41.9%）で全体の16.9%（-4.3ポイント）であった。

表2-5 検挙された銃器使用事件の銃種別内訳

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20
検挙件数			255	198	204	203	148
銃砲			102	70	73	74	48
構成比率(%)			40.0	35.4	35.8	36.5	32.4
	けん銃		77	50	33	43	25
	猟銃等		11	16	33	28	16
	小銃等		0	0	0	0	0
	その他・不明		14	4	7	3	7
模造けん銃等			153	128	131	129	100
構成比率(%)			60.0	64.6	64.2	63.5	67.6

注： 「模造けん銃等」には、模擬銃器、エアソフトガン、玩具のけん銃を含む。

第2 銃器事犯取締状況

1 けん銃等の押収状況

(1) けん銃の押収状況

けん銃の押収丁数は492丁（前年比-56丁、-10.2%）と減少し、このうち、真正けん銃は464丁（構成比率94.3%、うち密造けん銃は38丁）、改造けん銃は28丁（5.7%）であった。

暴力団構成員等からの押収は166丁（-65丁、-28.1%）と大幅に減少したが、その他・不明の押収は326丁（+9丁、+2.8%）とやや増加した。

暴力団構成員等から押収したけん銃166丁の組織別内訳をみると、山口組が84丁（50.6%）、稲川会が22丁（13.3%）、住吉会が23丁（13.9%）、その他が37丁（22.3%）であった。

暴力団構成員等以外から押収したけん銃（「その他・不明」で分類）のうち、真正けん銃は306丁で、そのうち、旧軍用けん銃⁶が129丁（42.2%）、実包等が発射可能なプラスチックけん銃⁷等が22丁（7.2%）、違法古式銃が7丁（2.3%）などであった。

また、暴力団構成員等以外から押収したけん銃には、「不明」で分類されている真正けん銃42丁が含まれるが、この中には暴力団の関与や旧軍用けん銃として決定付ける十分な証拠がなく、被疑者が特定できていないものが含まれている。

押収丁数は減少しているものの、けん銃等を使用した凶悪犯罪は後を絶たず、また、暴力団組織については、けん銃等の隠匿方法の巧妙化や組織防衛の強化に伴う情報入手の困難化など予断を許さない状況にあることから、引き続き潜在するけん銃等の摘発に向けた取組みを強化する必要がある。

6： 「旧軍用けん銃」とは、けん銃の型式や発見時の状況等から、戦前・戦中に旧日本軍等から支給されていたものを終戦後も放置していた旧式けん銃をいう。主な銃種としては、日本製の南部14年式やベルギー製のブローニング等があり、外国製のは概ね100年前の型式のものが多い。

7： 「プラスチックけん銃」とは、玩具銃製造メーカーが製造、販売したエアソフトガンのうち、鑑定の結果から、けん銃と認定されたものをいう。

表2-6 けん銃の押収状況

年別		平16	平17	平18	平19	平20
区分						
押収丁数		601	489	458	548	492
	暴力団構成員等	309	243	204	231	166
	構成比率(%)	51.4	49.7	44.5	42.2	33.7
(組織別)	山口組	142	121	103	83	84
	同上比率(%)	46.0	49.8	50.5	35.9	50.6
	稲川会	33	24	45	25	22
	同上比率(%)	10.7	9.9	22.1	10.8	13.3
	住吉会	47	17	24	24	23
	同上比率(%)	15.2	7.0	11.8	10.4	13.9
	その他	87	81	32	99	37
	同上比率(%)	28.2	33.3	15.7	42.9	22.3
	その他・不明	292	246	254	317	326
	構成比率(%)	48.6	50.3	55.5	57.8	66.3

(2) 銃種別押収状況

押収した真正けん銃 464 丁を製造国別で見ると、アメリカ製が 130 丁 (28.0%) で最も多く、次いで日本製が 95 丁 (20.5%)、ベルギー製が 52 丁 (11.2%)、ドイツ製が 27 丁 (5.8%)、フィリピン製が 25 丁 (5.4%)、ロシア製 (旧ソ連製を含む) が 22 丁 (4.7%)、中国製が 19 丁 (4.1%) であった。

表2-7 押収けん銃の真正・改造別内訳

年別		平16	平17	平18	平19	平20
区分						
押収丁数		601	489	458	548	492
	真正けん銃	527	440	407	513	464
	構成比率(%)	87.7	90.0	88.9	93.6	94.3
(製造国別)	アメリカ	160	126	107	153	130
	中国	22	34	19	31	19
	フィリピン	35	30	41	21	25
	ロシア(旧ソ連)	53	38	21	26	22
	ブラジル	16	22	15	19	17
	ベルギー	26	40	32	32	52
	イタリア	19	13	11	22	5
	ドイツ	28	19	13	21	27
	スペイン	8	9	6	12	8
	日本	56	59	68	64	95
	その他	19	12	5	20	4
	不明	85	38	69	92	60
	改造けん銃	74	49	51	35	28
	構成比率(%)	12.3	10.0	11.1	6.4	5.7

注1: 「真正けん銃」とは、けん銃機能(金属性弾丸を発射する機能)を有する目的で製造されたものをいう。

注2: 「改造けん銃」とは、模擬銃器や玩具のけん銃等に加工を施すことによって、けん銃にしたものをいう。

また、銃種別にみると、S & Wが50丁(10.8%)、ブローニングが39丁(8.4%)、マカロフ型が27丁(5.8%)、トカレフ型が26丁(5.6%)と続き、その他はパルティックやロッシ等であった。

表2-8 押収した真正けん銃の銃種別内訳

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20
真正けん銃の押収丁数		527	440	407	513	464
トカレフ型	主に中国製	29	29	16	26	26
S & W	主にアメリカ製	53	38	38	53	50
パルティック	フィリピン製	22	15	29	13	16
ブローニング	ベルギー製	22	33	29	29	39
マカロフ型	主にロシア製	57	40	22	27	27
ロッシ	ブラジル製	7	6	3	7	8
その他		337	279	270	358	298

(3) 自首減免の対象となったけん銃の押収状況

押収したけん銃492丁のうち、自首減免の対象となったものは37丁(+8丁、+27.6%)で全体の7.5%であった。

なお、自首減免の対象となったけん銃のうち、暴力団構成員等の提出に係るものは24丁(+4丁、+20.0%)で、対象となったけん銃に占める割合は64.9%(-4.1ポイント)であった。自首減免対象の押収が増加した要因は、銃刀法改正による加重所持等の厳罰化等が考えられる。

表2-9 自首減免対象となったけん銃の押収状況

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20
押収丁数		601	489	458	548	492
自首		69	60	48	29	37
構成比率(%)		11.5	12.3	10.5	5.3	7.5
暴力団構成員等		57	50	32	20	24
構成比率(%)		82.6	83.3	66.7	69.0	64.9

(4) 小銃等の押収状況

小銃等(小銃、機関銃及び砲)の押収丁数は18丁(+1丁、+5.9%)で、その内訳は、小銃12丁、機関銃1丁、その他の銃砲5丁であり、このうち、旧軍用小銃が5丁で全体に占める割合は27.8%となっている。

なお、暴力団構成員等に係る押収丁数は、1丁であった。

表2-10 小銃等の押収状況

年別	平16	平17	平18	平19	平20
区分					
押収丁数	6	6	12	17	18
暴力団構成員等	0	1	3	2	1
構成比率(%)	0.0	16.7	25.0	11.8	5.6

(5) インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況

インターネットを利用して取引されたけん銃の押収丁数は、37丁(+13丁、+54.2%)であった。このうち22丁が国内で製造されたプラスチックけん銃であり、全体の59.5%を占めていた。また、その他は改造けん銃7丁、真正けん銃8丁であった。

なお、暴力団構成員等に係る押収丁数は、2丁であった。

表2-11 インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況

年別	平16	平17	平18	平19	平20
区分					
押収丁数	55	35	28	24	37
暴力団構成員等	4	6	0	0	2
構成比率(%)	7.3	17.1	0.0	0.0	5.4

(6) 新たにけん銃と認定されたエアソフトガンの押収状況

平成20年に玩具銃製造メーカーが製造、販売したエアソフトガンが、けん銃と認定され、743丁の新型プラスチックけん銃を押収している。

なお、この押収丁数は、前記(1)「けん銃の押収状況」には含まれていない。

(7) けん銃110番報奨制度によるけん銃の押収状況

平成20年5月から運用開始となった、「けん銃110番報奨制度」による架電数は695件であり、報奨金支払いの適用件数はないが、本制度の通報を端緒とするけん銃押収丁数は、1丁であった。

2 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

検挙した銃刀法違反事件のうち、けん銃及びけん銃部品に係る検挙件数は250件(前年比+10件、+4.2%)とやや増加したが、検挙人員は234人(-7人、-2.9%)とわずかに減少した。このうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は143件(+7件、+5.1%)とやや増加したが、検挙人員は143人(-7人、-4.7%)とわずかに減少した。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別内訳で見ると、山口組が78人(構成比率54.5%)、稲川会が16人(11.2%)、住吉会が12人(8.4%)で、これら主要三団体で全体の74.1%を占めている。組織別検挙人員の増減は、山口組(-1人、-1.3%)がわずかに減少、稲川会(-12人、-42.9%)、住吉会(-6人、-33.3%)は大幅に減少し、その他の暴力団構成員等(+12人、+48.0%)が大幅に増加した。

表2-12 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20
検挙件数		390	287	265	240	250
	暴力団等	254	180	160	136	143
	構成比率(%)	65.1	62.7	60.4	56.7	57.2
検挙人員		360	245	289	241	234
	暴力団構成員等	240	157	191	150	143
	構成比率(%)	66.7	64.1	66.1	62.2	61.1

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20
検挙件数		254	180	160	136	143
	山口組	117	82	82	76	68
	構成比率(%)	46.1	45.6	51.3	55.9	47.6
	稲川会	32	20	16	17	17
	構成比率(%)	12.6	11.1	10.0	12.5	11.9
	住吉会	44	19	25	17	14
構成比率(%)	17.3	10.6	15.6	12.5	9.8	
その他	61	59	37	26	44	
構成比率(%)	24.0	32.8	23.1	19.1	30.8	
検挙人員		240	157	191	150	143
	山口組	110	77	112	79	78
	構成比率(%)	45.8	49.0	58.6	52.7	54.5
	稲川会	28	18	24	28	16
	構成比率(%)	11.7	11.5	12.6	18.7	11.2
	住吉会	26	19	22	18	12
構成比率(%)	10.8	12.1	11.5	12.0	8.4	
その他	76	43	33	25	37	
構成比率(%)	31.7	27.4	17.3	16.7	25.9	

3 武器庫事件の摘発状況

武器庫事件（暴力団等の犯罪組織の組織管理に係る3丁以上のけん銃を押収した事件をいう。）の摘発は5件（前年比 - 7件、- 58.3%）と大幅に減少し、押収丁数も22丁（- 62丁、- 73.8%）と大幅に減少した。

表2-13 武器庫事件の摘発状況

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20
検挙件数		11	11	7	12	5
押収丁数		49	56	36	84	22
平均押収丁数		4.5	5.1	5.1	7.0	4.4

注：平成19年中の検挙件数及び押収丁数のうち、1件6丁は16年にけん銃を押収し、19年に入り被疑者を検挙したものである。

4 密輸入事件の摘発状況

けん銃及びけん銃部品等の密輸入事件の摘発状況は、3件（前年比 - 3件、- 50.0%）、3人（- 4人、- 57.1%）と大幅に減少した。このうち、けん銃の密輸入事件は、1件（- 2件、- 66.7%）、1人（- 3人、- 75.0%）であり、押収したけん銃は1丁（- 2丁、- 66.7%）であった。

表2-14 けん銃等密輸入事件の摘発状況

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20
検挙件数		4	3	6	6	3
暴力団等		0	1	2	0	0
構成比率(%)		0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
けん銃密輸入事件		3	2	2	3	1
構成比率(%)		75.0	66.7	33.3	50.0	33.3
検挙人員		5	5	14	7	3
暴力団構成員等		0	1	6	0	0
構成比率(%)		0.0	20.0	42.9	0.0	0.0
けん銃密輸入事件		4	4	8	4	1
構成比率(%)		80.0	80.0	57.1	57.1	33.3
けん銃押収丁数		4	4	12	3	1
暴力団構成員等		0	3	11	0	0
構成比率(%)		0.0	75.0	91.7	0.0	0.0

注：検挙件数及び検挙人員には、けん銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、けん銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

第3 事例

発砲を伴う対立抗争事件

【事例2 - 1】住吉会傘下組織幹部に対するけん銃使用の殺人事件（4月・埼玉）

ふじみ野市内の住吉会系暴力団事務所前において、同傘下組織幹部が自動車に乗り込もうとしたところを何者かにけん銃で腹部を撃たれて死亡した。

発砲事件

【事例2 - 2】山口組傘下組織組員に対するけん銃使用の殺人未遂事件（1月・大阪）

大阪市西成区内の路上において、山口組傘下組織組員が山口組傘下の別組織の組員にけん銃で右大腿部を撃たれて負傷した。

【事例2 - 3】元工藤會傘下組織組員に対するけん銃使用の殺人事件（2月・福岡）

北九州市内の住宅敷地内において、元工藤會傘下組織組員が、何者かにけん銃で頭部等を撃たれて死亡した。

【事例2 - 4】けん銃使用の強盗被疑者による立てこもり事件（6月・埼玉）

鴻巣市内のパチンコ店で発生したけん銃使用の強盗事件の被疑者が、職務質問をした警察官に対してけん銃を発砲し、けん銃を所持したまま車両内に立てこもった。

【事例2 - 5】松葉会傘下組織組員に対するけん銃使用の殺人事件（6月・警視庁）

足立区内の路上において、松葉会系傘下組織組員が、同組織幹部らにけん銃で腹部等を撃たれて死亡した。

【事例2 - 6】元工藤會傘下組織組長に対するけん銃使用の殺人事件（7月・福岡）

須恵町の被害者方前路上において、元工藤會傘下組織組長が、同組織組員にけん銃で胸部等を撃たれて死亡した。

【事例2 - 7】九州誠道会傘下組織幹部に対するけん銃使用の殺人事件（9月・福岡）

大牟田市内の路上において、九州誠道会傘下組織幹部が、何者かにけん銃で腹部等を撃たれて死亡した。

【事例2 - 8】イラン人男性に対するけん銃使用の殺人事件（11月・愛知）

小牧市内の路上に駐車中の車内において、イラン人男性が、何者かにけん銃で腹部等を撃たれて死亡した。

【事例 2 - 9】消費者金融におけるけん銃使用の強盗事件（12月・三重）

鈴鹿市内の消費者金融に男 2 人が押し入り、店長の腰背部をけん銃で撃って負傷させたうえ、現金約 300 万円を強取した。

けん銃所持事件

【事例 2 - 10】山口組傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件（1月・愛媛）

暴力団幹部を覚せい剤の事実で逮捕するとともに、けん銃の関連情報により再度捜索をしたところ、けん銃 1 丁と実包 39 個を発見押収し、後日、同幹部を銃刀法違反（加重所持）で逮捕するとともに、隠匿に関与した同人の妻を検挙した。

【事例 2 - 11】山口組傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件（1月・愛知）

暴力団幹部に係るけん銃情報に基づき、同人方からけん銃 2 丁と実包 78 個を発見押収し、同幹部を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 12】山口組傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件（2月・長野）

貸金業法違反及び児童福祉法違反事件でフロント企業を捜索したところ、事務所内からけん銃 2 丁と実包 176 個を発見押収し、同組織幹部を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 13】元山口組傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件（3月・兵庫）

暴力団組事務所付近において不審者を職務質問し、最寄りの警察署に任意同行して所持品検査をしたところ、隠し持っていたけん銃 2 丁と実包 16 個を提出したので、同人を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 14】開業医師（ガンマニア）によるけん銃等大量所持事件（4月・三重）

けん銃所持のガンマニアに関する情報に基づき、同人の居宅等の捜索を実施したところ、隠し部屋を発見し、同所からけん銃 2 丁を発見押収して同人を銃刀法違反（所持）で逮捕した。このほか、回転式けん銃 5 丁と自動式けん銃 3 丁、実包 951 個を押収した。

【事例 2 - 15】元稲川会傘下組織組員によるけん銃加重所持事件（5月・神奈川）

偽造ナンバー装着車両を張り込み捜査中、同車両に乗り込んだ男を職務質問し、車内の捜索を実施したところ、自動式けん銃 1 丁と実包 3 個を発見し、銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 16】山口組傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件（5月・京都）

地域警察官が、長時間駐車している不審車両を発見し、運転者に対して職務質問したところ、車両後部トランク内から回転式けん銃 1 丁と実包 5 個を発見押収し、銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 17】山口組傘下組織組員によるけん銃所持事件（6月・奈良）

覚せい剤取締法違反等で逮捕した被疑者を取り調べた結果、けん銃の隠匿場所を自供したことから、自供した場所を捜索したところ、けん銃 1 丁を発見押収し、銃刀法違反（所持）で再逮捕した。

【事例 2 - 18】元会津小鉄会傘下組織組員によるけん銃加重所持事件（7月・京都）

元暴力団員のけん銃所持及び覚せい剤取締法違反情報に基づき、覚せい剤の事実により捜索を実施したところ、けん銃 1 丁と実包 18 個を発見押収し、同人を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 19】山口組傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件（9月・千葉）

暴力団幹部のけん銃隠匿情報に基づき、同幹部の関係場所を捜索したところ、けん銃 2 丁と実包 14 個を発見押収し、関係者 3 人を銃刀法違反（加重所持）で逮捕するとともに、さらに逮捕した被疑者の居宅からけん銃 1 丁と実包 8 個を押収した。

【事例 2 - 20】山口組傘下組織組長らによるけん銃加重所持事件（10月・神奈川）

暴力団組長らによるけん銃隠匿情報に基づき、関係箇所の捜索を実施したところ、同人の甥の居宅からけん銃 1 丁と実包 10 個を発見押収して同人を逮捕するとともに、同組長の共同所持を認定し、銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 21】工藤會傘下組織組員によるけん銃加重所持事件（10月・福岡）

暴力団組員によるけん銃隠匿情報に基づき、関連場所の一斉捜索をしたところ、組員の妻の実家からけん銃 1 丁と実包 15 個を発見押収し、同組員を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 22】住吉会傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件（11月・警視庁）

地域警察官が、暴力団員風の男が乗車する車を発見して粘り強く職務質問したところ、携帯していたけん銃 1 丁と実包 8 個を発見押収し、同人を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

武器庫事件

【事例 2 - 23】山口組傘下組織に係る武器庫事件（1月・大阪）

薬物密売情報及びけん銃隠匿情報を入手し、密売拠点等を一齐搜索したところ、暴力団関係先事務所内から、けん銃 5 丁と実包 42 個を発見押収し、同組織幹部を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 24】山口組傘下組織に係る武器庫事件（1月・北海道）

山口組傘下組織に係るけん銃隠匿情報を入手し、同組織周辺者の情婦居宅を搜索したところ、けん銃 3 丁と実包 127 個等が発見押収し、同周辺者及び情婦を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。その後、けん銃を引き取りに現場に現れた同組織組長を銃刀法違反（共同所持）で逮捕した。

【事例 2 - 25】共政会傘下組織に係る武器庫事件（6月・広島）

覚せい剤情報を端緒に共政会傘下組織幹部の交友者居宅を搜索したところ、けん銃 1 丁、実包 3 個等が発見押収し、同人を銃刀法違反（所持）等で逮捕するとともに、その後の取調べから、隠匿していたけん銃 4 丁と実包 100 個を押収した。さらに、共政会傘下組織幹部の関与を明らかにして、銃刀法違反（共同所持）で逮捕した。

【事例 2 - 26】山口組傘下組織に係る武器庫事件（6月・兵庫）

山口組傘下組織組員のけん銃隠匿情報を入手し、同人の情婦居宅等を搜索したところ、けん銃 3 丁と実包 36 個を発見押収し、情婦を銃刀法違反（所持）で逮捕した。その後の捜査からけん銃を預けた組員を銃刀法違反（共同所持）で逮捕した。

【事例 2 - 27】山口組傘下組織に係る武器庫事件（11月・岐阜）

けん銃発砲事件の捜査からけん銃隠匿場所を特定し、一齐搜索を実施したところ、山口組傘下組織幹部の知人が借り受けていたトランクルームから、けん銃 6 丁と実包 201 個を発見押収し、同知人を逮捕するとともに、けん銃隠匿を指示した同組織幹部を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

密輸事件

【事例 2 - 28】米軍人家族による非公用軍事郵便利用のけん銃密輸入事件（10月・沖縄）

在沖縄米軍人あての非公用軍事郵便にけん銃 1 丁が隠匿されているのを発見し、関係機関が捜査を進めたところ、米軍人配偶者が米国から送ったことが判明し、同人を銃刀法違反（けん銃等密輸入罪）で送致した。

【事例 2 - 29】留学生による貨物船を利用したけん銃実包密輸入事件（11 月・警視庁）

外国貿易船の海上別送貨物である衣類の中にけん銃実包 21 個が隠匿されているのを発見し、名宛人を銃刀法違反（けん銃実包輸入罪）で逮捕した。

【事例 2 - 30】元大学生による国際小包郵便物のけん銃部品密輸入事件（12 月・富山）

アメリカから発送された国際航空小包郵便物の中にけん銃部品である銃身及び回転弾倉が隠匿されているのを発見し、名宛人を銃刀法違反（けん銃部品輸入罪）で逮捕した。

改正銃刀法違反事件

【事例 2 - 31】山口組傘下組織会長らによる組織的けん銃加重所持事件（4 月・新潟）

山口組傘下組織組員による覚せい剤使用事件の捜査過程で、けん銃 1 丁と実包 45 個を発見押収し、けん銃隠匿に係る組織幹部の関与実態を明らかにして、同組織会長等を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。その後の団体性や組織に関する捜査結果を受け、同組織会長らの訴因が組織的けん銃加重所持罪に変更された。